

羽曳野市使用料・手数料等の見直しに
関する基本方針

令和 8 年 3 月

羽 曳 野 市

目 次

1. はじめに.....	1
2. 使用料・手数料等見直しの基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	1
(2) 算定方法の明確化	1
(3) 受益者負担割合の設定	1
(4) 経費節減及びサービス向上に向けた取り組み	2
(5) 使用料・手数料等改定の際の周知	2
(6) 定期的・継続的な見直し.....	2
3. 使用料・手数料とは	2
(1) 使用料.....	2
(2) 手数料.....	2
4. 見直しの対象となる使用料・手数料等	3
(1) 見直しの対象とする使用料・手数料等	3
(2) 別の方法により料金設定を行う使用料・手数料等.....	3
5. 使用料・手数料等の算定について	3
(1) 経費の算定.....	3
(i) 経費として算入するもの	4
(ii) 経費として算入しないもの.....	5
(2) 受益者負担割合の設定	5

(3) 使用料・手数料の算出方法	6
(i) 使用料の算出	6
(ii) 手数料の算出	8
(4) 料金改定の単位及び端数処理	9
(5) 新規施設や未徴収事務への使用料・手数料の設定	9
(6) 付帯設備・備品の使用料	9
6. 減額・免除の取扱いについて	9
7. 使用料・手数料の設定において配慮すべき要素	10
(1) 近隣自治体及び民間事業者による設定料金との均衡	10
(2) 改定率の上下限の設定	10
(3) 消費税の取り扱い	11
(4) 指定管理者制度導入施設の料金設定	11
(5) その他の調整項目（施設の性質・団体利用・混雑緩和・営利目的等）	11

1. はじめに

本市ではこれまで、「羽曳野市行財政改革大綱」や「羽曳野市財政健全化計画」に基づき、財政健全化の取り組みの中で、公の施設の管理運営や特定の個人のためにする事務に要する経費の一部として徴収する使用料や手数料の見直しを実施してきました。

令和3年度には、長期間にわたり見直しが行われていなかったものや、サービス提供に要する経費がまかなえていないものを中心として全庁的に各種料金を見直し、以後4年ごとに定期的な見直しを行うこととしました。

多くの公の施設が建て替えや大規模修繕の時期を迎える中、行政サービスの提供にあたり必要不可欠な収入としての使用料・手数料については、特定のサービスを利用する方としない方との“受益と負担の公平性”に基づき、引き続き、利用者から応分の対価をいただく必要があります。

本方針では、使用料・手数料の定期的な見直しにあたり、適正な応分の負担を目指し、公平性と透明性を確保しつつ、公の施設の在り方や提供するサービスの目的等を踏まえた使用料・手数料の設定に必要な事項等を定めます。

また、条例に規定されない実費負担等に要する費用についても、本方針に沿った見直しを行い、必要に応じて改定を行います。

2. 使用料・手数料等見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

公の施設の運営、維持管理や証明書発行等の各種行政サービスの提供には、維持管理費や人件費といった経費が必要ですが、それら全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人が、市民全体の負担で特別の利益を得る一方、利用しない人は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じることとなります。

このため、特定の人が行政サービスを利用し、特別の利益を受ける場合は、使用料や手数料として応分の負担を求めることで、利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて、行政サービスの利用者に応分の負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、公平性と透明性を担保する必要があります。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設の使用料や手数料で不平等が生じないよう、統一的な方法を設定します。

(3) 受益者負担割合の設定

行政サービスは、その目的や性質が多様であり、一律の割合で利用者の負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなります。そのため、行政サービスの目的や性質に応じた受益者負担割合を設定します。

(4) 経費節減及びサービス向上に向けた取り組み

行政サービスの提供に係る経費は、使用料や手数料等の算定基礎となるため、継続的に管理運営内容や事務効率化等の改善を図り、削減に取り組みます。また、利用者数の増加や稼働率の向上は、施設の有効活用はもとより、使用料収入の増加につながるため、指定管理者制度の導入施設を含め、利用者のニーズを踏まえた施設の在り方について検討していきます。

(5) 使用料・手数料等改定の際の周知

本方針に基づいて使用料・手数料等を見直し、改定を行う場合には、改定の経緯や必要性、改定期期、改定後の金額等について、市民及び利用者に対し広く周知を行う必要があります。

改定基準日の 6 カ月前を基本として、使用料の見直しを行った施設、市ホームページや市広報誌等において積極的な周知を図り、円滑な改定となるよう努めます。

(6) 定期的・継続的な見直し

社会情勢や市民ニーズの変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費にも変化が生じることから、原則として 4 年ごとに使用料・手数料等の見直しを行います。また、定期的な見直し以外にも、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

3. 使用料・手数料とは

(1) 使用料

使用料(地方自治法第 225 条)は、公の施設や行政財産の利用につき徴収するものをいい、指定管理者制度を導入している施設で、指定管理者の料金収入としている利用料金を含みます。使用料の徴収を行う施設の設置条例等にその金額を規定しています。

使用料は、個人又は団体による施設の利用の対価として徴収するものと、土地や建物の貸付料のように徴収するものと大きく分類され、後者には道路占用料や行政財産の目的外使用料があります。

(2) 手数料

手数料(地方自治法第 227 条)は、特定の者のためにする事務につき徴収するものをいいます。羽曳野市手数料条例等にその対象や金額を規定しています。

手数料の一部は、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められています。

<p>【地方自治法】 (使用料) 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 (手数料) 第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>

4. 見直しの対象となる使用料・手数料等

(1) 見直しの対象とする使用料・手数料等

本方針に基づく見直しの対象は次のとおりとします。また、新たに設定する使用料・手数料等についても、本方針に基づいて料金の検討を行い、設定するものとします。

① 使用料	地方自治法第 225 条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
② 手数料	地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
③ 利用料金	地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させている公の施設の利用に係る料金
④ 実費徴収金	使用料や手数料のように公権力に基づいて徴収するものではなく、私法上の契約関係に基づき実費経費を徴収するもの

(2) 別の方法により料金設定を行う使用料・手数料等

本方針に定める経費の算定方法に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により料金設定を行います。

① 政令等に定めのあるもの	地方公共団体の手数料の標準に関する政令等により標準額が定められている手数料については、合理的な理由がない限り、標準額のとおりとします。（例：戸籍法関係事務手数料、自動車臨時運行許可手数料）
② 算出の対象とすべき経費が存在しないもの	土地や建物の貸付料と類似する使用料で、原価となるべき経費が存在しないものについては、土地・建物の価値や占用面積等の個々の算出方法により料金を設定します。（例：道路占用料、公園使用料、行政財産目的外使用料）
③ その他、別の基準により定められているもの	大阪府の条例に準拠して料金を設定しているもの等、本方針とは別の基準により料金を定めているものについては、原価となるべき経費に基づく料金設定の対象外とします。（例：大阪府屋外広告物条例に基づく申請に対する許可手数料、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づく飼養登録手数料等）

5. 使用料・手数料等の算定について

(1) 経費の算定

経費を計算する際は、以下のとおり人件費、物件費等を対象として、直近 3 年間の平均額により算出することを基本とします。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の収支報告書に記載の金額をもとに、上記に準じて算入することを基本とします。

(i) 経費として算入するもの

人にかかる費用	人件費	給与	施設の管理運営・行政サービスの提供に要する正規職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員の人件費
		報酬	◆人件費 = 人件費単価(※1) × 職員数(※2) (※1)人件費単価は、職員区分に応じた平均給与・報酬の額(退職手当を除く。)
		共済費	(※2) 1人の職員が複数業務に従事する場合は、当該業務への想定従事時間割合で換算
物にかかる費用	物件費	旅費	施設の管理運営・行政サービスの提供にかかる旅費のみ
		需用費	消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費等
		役務費	通信費(郵便料、インターネット利用料金、電話料金等)、手数料、保険料等
		委託料	施設の管理運営・行政サービスの提供にかかる業務委託料(システム等保守経費を含む。)
		使用料及び賃借料	使用料、賃借料、リース料等
		原材料費	施設の管理運営・行政サービスの提供にかかる原料や材料等
		備品購入費	
	その他	報償費	施設の管理運営・行政サービスの提供に関する委員会等の委員謝礼等
		負担金、補助及び交付金	施設の管理運営・行政サービスの提供に関する負担金等
		公課費	車両等にかかる重量税等
	減価償却費	固定資産税台帳に基づく建物(建築設備を含む。)及び物品(※3)の減価償却費 ◆減価償却費 = 取得価格(※4) / 耐用年数 (※3)物品は1品目 50万円(税込み)以上のものを対象とする (※4)取得価格は、物件の購入費、整備・改修等に要する費用等を対象とする。	

(ii) 経費として算入しないもの

土地、美術品の取得に要した費用	土地や美術品等は減価償却せず、資産価値が減少しないため
臨時的な費用	災害による現場の復旧等、特殊な事情によりその年度のみ臨時的に要した費用を経常的な経費することは適切ではないため
特定の個人の便益に要した費用	イベント等、特定の個人が参加する事業に要した経費については、必要に応じて実費相当分を参加者から徴収すべきものであるため
事業運営費	施設の管理運営に直接関連する経費ではないため(ただし、施設と事業が特に密接に関連する場合は経費に算入する)

(2) 受益者負担割合の設定

市の施設は、道路・公園・学校教育施設等のように、市民の日常生活に必要であり、かつ、市場原理が働きにくい施設や、スポーツ・文化施設・駐車場等のように、特定の利用者が利益を受け、また、民間事業者においても類似のサービスが提供される施設がある等、多岐にわたっています。

いずれの施設についても公的関与の必要性はあるものの、受益者負担の原則を一律に適用し、施設の管理運営経費の全てをその使用料で賄うこととする料金の設定は、施設の目的や性質より、必ずしも合理的・適切であるとは言えません。

このため、それぞれの施設について、公的関与の度合い及び収益性を元にした基準を設定のうえ区分を設け、その区分に応じて利用者と市の負担割合を定めます。

なお、手数料は、特定の受益者への役務の提供のために要する経費を負担していただくものであることから、受益者の負担割合は100%を原則とします。

【市場性に関する基準】

区分	施設の収益性	市場性 (参考)
I	収益性がないまたは極めて低く、民間による提供は困難	低
II	収益性が低く、使用料のみでの管理運営は困難	中
III	収益性があり、使用料による管理運営が基本的に可能	高

【公共性に関する基準】

区分	施設の性質	公共性 (参考)
A	民間において同種・類似のサービスが提供されているもの	低
B	公共性があり、利用者の利便性が向上するもの	中
C	公共性が高く、市が提供すべきサービスと考えられるもの	高

【分類に応じた負担割合】

高	Ⅲ	市 受 0 : 100	市 受 25 : 75	市 受 50 : 50
中	Ⅱ	市 受 25 : 75	市 受 50 : 50	市 受 75 : 25
低	Ⅰ	市 受 50 : 50	市 受 75 : 25	市 受 100 : 0
市場性	区分	A	B	C
-	公共性	低	中	高

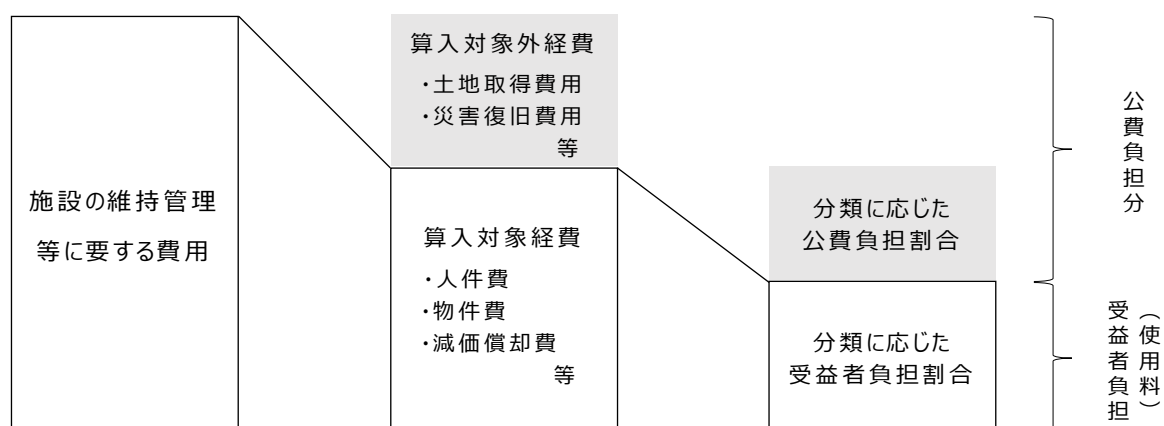
市：市の負担割合
受：受益者の負担割合

(3) 使用料・手数料の算出方法

(i) 使用料の算出

使用料の算定は、次の方法を基本とします。なお、「(1) 経費の算定」にて記載したとおり、算出に要する経費は、原則として直近3年間の平均額を用います。

(施設使用料の算出イメージ)



【算出方法】

区分	対象事例	算出方法
① 1室あたりの使用料	会議室・ホール等のスペースを貸切で専用する施設	$1\text{ m}^2 1\text{ 時間あたりの単価}(\times 4) \times \text{貸出面積}(\times 5) \times \text{貸出時間} \times \text{受益者負担割合}$ (※4)単価=経費÷1室あたり使用料による貸出対象の施設総面積(共用部分は1室あたり使用料による部分以外の部分を按分して反映)÷直近3か年の年間平均貸出可能時間 (※5)貸出面積には、施設内のスペースに応じて按分した共用部面積を含む
② 1人あたりの使用料	テニスコートやプール等の個人が同時に利用する施設	$1\text{ 人あたりの単価}(\times 6) \times \text{受益者負担割合}$ (※6)単価=経費÷利用直近3か年の年間平均利用者数
③ ①・②のいずれにも適さないもの	—	受益者負担の原則に基づき、適切な方法により個別算出を行う

(参考図 1) 1室あたりの使用料算定イメージ (例：区分Ⅱ-Bの場合)

施設総面積(事務所・共用部等を含む)

事務所
(50 m²)

貸室 1
(175 m²)

施設 A—1 階

貸室 2
(50 m²)

貸室 3
(175 m²)

施設 A—2 階

●施設 A の貸室 1 の場合

- ◇管理運営経費…25,000,000 円
- ◇貸出可能時間…4,320 時間
- ◇施設総面積…1,000 m²
- ◇共用部面積…550 m²
- ◇貸出総面積…400 m²
- ◇事務室面積…50 m²
- ◇使用時間…9 時～12 時(3 時間)
- ◇受益者負担割合…50%

・算出方法：1 m² 1 時間あたりの単価 × 貸出面積 × 貸出時間 × 受益者負担割合

〈1 m² 1 時間あたりの単価〉 25,000,000 円 ÷ (950 m² + 50 m²) ÷ 4,320 時間 = 5.7870 円...①

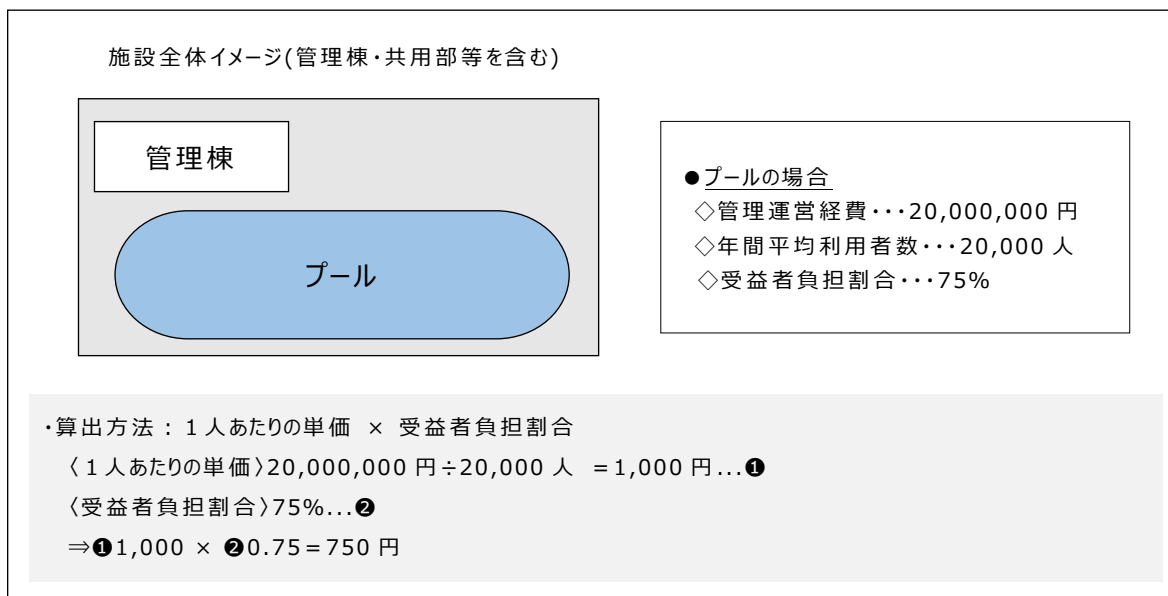
〈貸出面積〉 175 m² + ((550 m² + 50 m²) × (175 m² / 400 m²)) = 437.5 m²...②

〈貸出時間〉3 時間...③

〈受益者負担割合〉50%...④

⇒①5.7870 × ②437.5 × ③3 × ④0.5 = 3797.743 円

(参考図 2) 1人あたりの使用料算定イメージ(例:区分Ⅲ-Bの場合)



(ii) 手数料の算出

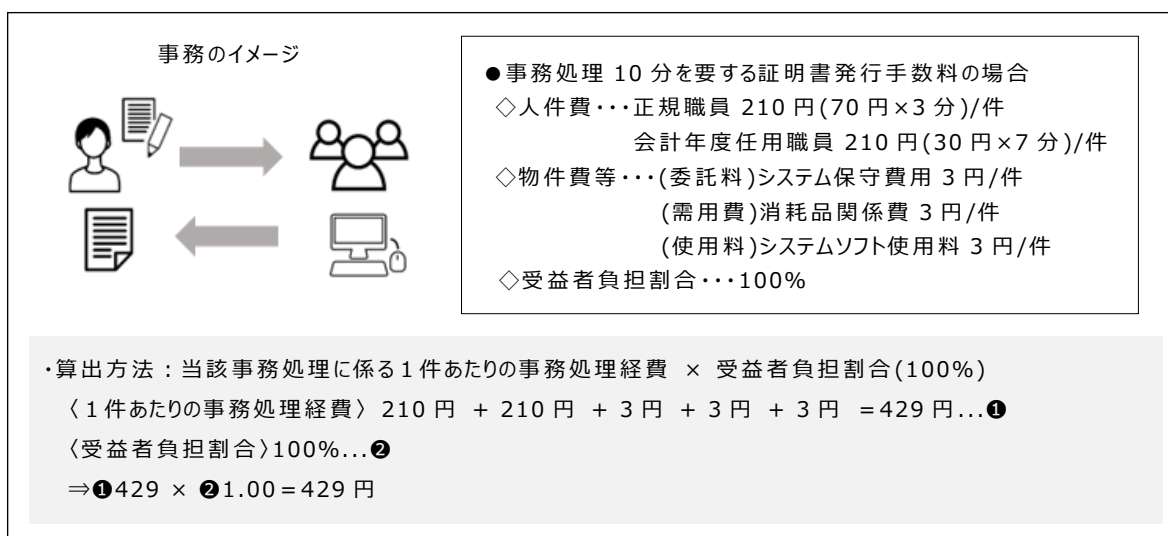
手数料は、特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から、その受益者負担割合は原則 100%とします。

【算出方法】

当該事務処理に係る 1 件あたりの事務処理経費(※7) × 受益者負担割合(100%)

(※7) 1 件あたりの人件費や物件費等について、単価の積み上げによる積算が困難な場合は、年間経費を年間処理件数で除して算出します。

(参考図 3) 1 件あたりの手数料算定イメージ(例:証明書発行手数料の場合)



(4) 料金改定の単位及び端数処理

使用料・手数料の算出で生じた端数については、徴収根拠となる使用料・手数料の条例又は規則に基づいて処理するものとしますが、端数処理の方法について明記されていない場合は、原則として以下のとおり処理します。

【処理方法】

見直し後の料金区分	改定の単位	単位未満の端数	
		増額時	減額時
100 円未満	10 円単位	切り捨て	切り上げ
100 円以上 1,000 円未満	50 円単位		
1,000 円以上 10,000 円未満	100 円単位		
10,000 円以上	1,000 円単位		

(5) 新規施設や未徴収事務への使用料・手数料の設定

老朽化に伴う大規模改修や建替え、また、新規施設の整備等による使用料設定のほか、未徴収事務での新たな手数料設定においては、対象経費や算出根拠の把握が困難な場合があります。

このような場合は、基本として、類似する既存施設の管理運営経費、近隣自治体や民間施設における使用料・手数料の設定状況を踏まえ、個別に適正料金を検討します。

(6) 付帯設備・備品の使用料

音響設備やスポーツ器具等の付帯設備や備品等、施設の利用とは別に利用者の意向や必要性に応じて使用するものや個別に経費が発生するものについて使用料を設定している場合は、取得価格や耐用年数等に応じて個別に料金を算出します。

このような場合は、施設使用料の対象経費に算入せず、別途の設備等使用料の対象経費として積算します。

6. 減額・免除の取扱いについて

使用料・手数料の減額・免除は、施設の設置目的や行政サービスの性質等を踏まえ、利用者の特性や市の政策に対応する例外的な措置として、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除するものです。

しかし、使用料・手数料は、受益と負担の公平性の確保という原則のもとに徴収するものであるため、減

額・免除をする場合は、本来の目的や必要性に即し、その範囲を極力限定する必要があります。

これらを踏まえ、使用料・手数料の減額・免除について、公益上の目的に応じた個別事項を尊重しつつも、応分の負担と公正性・公平性の確保を図るため、統一的な考え方の基準を位置付けます。

【考え方の基準】

使用料	天災その他緊急事態の発生により避難場所等として使用する場合	100%
	市又は教育委員会が主催・共催する行事のために使用する場合	
	市民の活動団体であって、活動内容等の市が定める要件を満たし、市に登録した団体が、その活動目的のために使用する場合	50%
	市内の公共的団体等(※8)が、その活動目的のために使用する場合	50%・100%
	施設の設置目的等を勘案して、特別の事由があると市長が認める場合(※9)	
手数料	手数料の減額・免除は、各法令及び羽曳野市手数料条例第 5 条各号を基準として設定します。	-

(※8) 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例より)

(※9) 各基準を適用できない場合においてやむを得ず減免を行う場合は、厳に必要なものに限ることとし、適用には他団体への説明責任が伴うことから、内規により運用指針を定める等、恣意的な適用にならないよう留意する。

7. 使用料・手数料の設定において配慮すべき要素

(1) 近隣自治体及び民間事業者による設定料金との均衡

使用料・手数料の設定や見直しに当たっては、自治体間での受益者負担の均衡への配慮や健全な市場の育成といった観点から、近隣自治体や民間事業者による施設使用料・類似サービスの料金と比較し、必要性に応じて、近隣自治体と均衡のとれた料金や、民間事業者よりも著しく安価とならないような料金となるように、設定料金を調整できることとします。

(2) 改定率の上下限の設定

使用料・手数料の算定により、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合、利用者負担の急増により、市民生活への影響が想定されます。一方で、改定料金が現行料金を下回る場合であっても、過去の激変緩和措置等により、使用料に算入しなかった経費について考慮する必要があります。

このような状況を踏まえ、激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の 50%～150%を上下限とします。ただし、個々の事情により、激変緩和措置の適用が適切でないと判断される場合は、適用しないことができることとします。

(3) 消費税の取り扱い

現在、本市において消費税は、使用料に含まれるものとして取り扱っています。

また、国からの通知では、消費税率が引上げとなる場合は、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう措置を講じることが求められています。(平成 25 年 12 月 4 日総務省通知)

消費税率が引上げとなる場合は、光熱水費や委託料をはじめとした物件費等の経費に影響が生じることから、引き続き、適正に経費への反映の上、料金の算出を行い、必要に応じて使用料及び手数料の改定を行うこととします。

(4) 指定管理者制度導入施設の料金設定

本市においては、公の施設の管理にあたり、指定管理者制度の導入を進めてきました。

また、指定管理者制度の運用においては、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受することができる“利用料金制度”を原則として導入しています。

これは、インセンティブ効果（利用料金収入と経費の縮減により余剰金を生み出し、一層の経費節減に努める）になるとの観点により導入されているものですが、物価等の変動による施設管理運営経費の変動に的確に対応し、経営努力の継続につなげるため、本方針に基づき見直しを実施します。

また、見直した料金の上限額や利用料金への反映については、本方針に基づく算出結果を基本として指定管理者と十分に協議し、必要性・合理性・市の政策目標等により総合的に判断し、必要に応じて所要の手続きを行います。

(5) その他の調整項目（施設の性質・団体利用・混雑緩和・営利目的等）

施設の使用料については、(1)～(4)のほか、市外在住・在勤・在学者の利用料金や団体利用、営利目的による利用、混雑緩和や効率的利用促進を図るための料金設定等、市民の利益を最大限確保しつつ効果的なサービスの提供を行うために必要な措置について、施設や利用者の性質・利用状況を考慮し、当該施設の所管課が主体的にその枠組みを検討の上、適切に料金体系に反映します。